

意見書案第7号

安全保障関連法案の撤回を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出する。

平成27年6月18日提出

提 出 者			
向日市議会議員	飛鳥井	佳 子	
	北 林	重 男	
賛 成 者			
向日市議会議員	和 田	広 茂	
	杉 谷	伸 夫	

安全保障関連法案の撤回を求める意見書

政府は第189回通常国会に、「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」の2法案を提出した。国際平和支援法案は、多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案など10法案を一括したものである。

いずれも自衛隊の武力行使の条件を整備し、これまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の力を、米国等の求めに応じて自由に行使できるようにするものである。戦争を放棄し、戦力の不保持を定めた憲法に反することは明らかであり、戦争を準備するための「戦争法案」と言うべきものである。

政府は長年にわたって「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべき」として、集団的自衛権の行使や多国籍軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきた。今回の2法案は、平和憲法下の我が国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を根本から変えるものであり、とうてい認めることはできない。

さる6月4日には、衆議院憲法審査会に招致された憲法学者3人全員が、集団的自衛権行使容認を柱とする政府の安全保障関連法案に対して「憲法違反である」と明言した。安全保障関連法案に反対する憲法研究者の声明の呼びかけ・賛同は200名を超え、日本の憲法学者の大多数が「憲法違反」と指摘する事態に至っている。

よって、国におかれては、安全保障関連法案を撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月18日

京都府向日市議会